

排水基準変更のお知らせ

— 「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変わります —

かいほう2024年春号(171号)でお知らせしましたとおり、水質汚濁防止法に基づく排水基準の項目のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められます。基準値や検定方法の変更については、下表のとおりです。これらの改正事項は、令和7年4月1日から施行されます。

	従来の基準	改正後の基準
項目	大腸菌群数	大腸菌数
基準値	3,000個/cm ³ 以下	800 CFU/mL以下
検定方法	デソキシコール酸塩寒天培地 平板培養法	特定酵素基質寒天培地 平板培養法

※CFU: Colony Forming Units(コロニー形成単位)

このことに伴い、当協会では、令和7年4月1日検査受付分から「大腸菌群数」の検査項目を「大腸菌数」に変更します。

ただし、以下の事項に変更はありません。

検査手数料	従来どおり、変更はありません。
試料採取方法	消毒後の処理水を採水してください。
試料容器	各センターの専用容器(100mL)をご利用ください。

なお、令和7年4月1日検査受付分から、計量証明書の仕様を一部変更(裏面情報及びパンチング加工の削除)いたします。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。